

## 1. 助成「対象者」について

Q1. 現在、桜井市に住んでいます。(住民票が桜井市にあります。)  
購入した時点では、別の自治体に住んでいましたが、今回の助成対象になりますか？

▶ 申請日時点で桜井市に住民票を有していれば対象になります。

Q2. 助成対象者に年齢制限はありますか？

▶ ありません。  
ただし、未成年者が対象となる場合は、法定代理人(親権者、未成年後見人)が申請者となります。

Q3. 今回助成を受けた後に、再発や転移で、再度、補正具等が必要となりました。  
助成対象となりますか？

▶ 申請は、1人1区分(医療用ウイッグまたは乳房補正具)につき1回ですので、一度、助成を受けた区分は、再度申請することはできません。

Q4. 数年前にがん治療を受け、今回、補正具等を購入しました。助成対象になりますか？

▶ 令和5年4月1日以降に購入したものであり、購入日の翌日から1年以内に申請したものであれば対象になります。(治療や手術を受けた日に要件はありません。)令和5年3月31日以前に購入したものは、対象外となります。

Q5. その他の要件はありますか？

▶ がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けていること、市税を滞納していないこと、他の法令等に基づく同等の助成金等を受けていないことが、その他の要件となります。

## 2. 助成「対象経費」について

Q1. 定期支払やレンタルの利用料は、助成対象になりますか？

- ▶ 対象となりません。  
補正具等の購入費のみが対象となります。

Q2. 助成の対象となる補正具等に助成の上限額はありますか？

- ▶ 助成の対象となる補正具等の購入にかかった経費の1/2の額を助成します。(1円未満の端数は切捨てします。)  
助成上限額は、医療用ウィッグが50,000円、補正下着が10,000円または人工乳房50,000円です。

Q3. ポイントやクーポンで支払った金額は、助成の対象になりますか？

- ▶ 対象となりません。  
購入費からポイントやクーポン利用額を差し引いた金額が助成の対象となります。

Q4. 付属品やケア用品、購入の際に要した費用などは対象となりますか？

- ▶ 対象となりません。  
クリーナー、リンス、ブラシ等のケア用品や購入のために要した交通費や郵送料等は対象外です。

### 3. 助成「対象用具」について

Q1. 医療用ではないウィッグは、助成の対象となりますか？

▶ 対象となりません。  
「医療用ウィッグ」と明記された領収書や明細書が必要です。(写し可)

Q2. 部分用ウィッグでも対象になりますか？

▶ 対象となります。  
こちらも「医療用ウィッグ」である必要があります。

Q3. 手作りのウィッグの材料費は対象になりますか？

▶ 対象となりません。  
購入したもののみが対象です。

Q4. 医療保険を使って、弾性着衣を購入しました。医療機関に支払った金額は対象となりますか？

▶ 対象となりません。  
医療保険各法による医療に関する給付の対象となるもの、国又は地方公共団体が別に負担の対象となるものは助成の対象外です。

Q5. 乳房再建手術を受けました。手術費用は助成対象になりますか？

▶ 手術にかかる費用は対象となりません。  
ただし、自分で装着する人工乳房等は、助成の対象になります。

#### 4. 申請に必要な書類について

Q1.領収書等に記載の必要内容は何ですか？

- ▶ 助成対象者の氏名、購入した年月日(令和5年4月1日以降)、品名、金額及び台数の記載が必要です。また、医療用ウィッグは、医療用であること、乳房補正具は、補正下着又は人工乳房であることが備考等に記載されていることが必要です。(写し可)

Q2.領収書に金額の内訳がありません。どうしたら良いですか？

- ▶ 購入明細書や納品書などの内訳の分かるものをあわせて提出してください。(写し可)

Q3. インターネットでクレジットカードを使用して購入したため、領収書がありません。申請はできますか？

- ▶ 原則として領収書等が必要なため、購入先に領収書や明細書の発行を依頼してください。  
領収書等が発行できない場合は、購入内容及び支払いが確認できる書類を提出してください。  
(例) 購入内容が確認できる書類・・・購入した補正具が掲載されたパンフレットやカタログ等  
支払いが確認できる書類・・・レシートやクレジットカード利用明細書、支払い完了等のメールを印刷したもの等  
(いずれも本人の宛名が必要)

#### 5. その他

Q1.申請はどのようにすれば良いですか？また、本人(助成対象者)以外でも申請できますか？

- ▶ 申請は、けんこう増進課の窓口か郵送にてお願いします。郵送の場合は、配達記録が残る、特定記録等での郵送をお願いします。また、本人以外の代理の方でも申請できます。ただし、同一の世帯でない方が申請する場合は、委任状が必要です。

Q2. 医療用ウィッグや補正具にどのようなものがあるのか、どれを選んだらよいのかわかりません。  
また、治療や療養生活について、どこに相談したらよいでしょうか？

- ▶ がん診療連携拠点病院や地域がん診療病院、奈良県地域がん診療連携支援病院にもうけられている「がん相談支援センター」で相談できます。奈良県の「がん相談支援センター／がんネットなら」は、こちらから → <https://www3.pref.nara.jp/gannet/consult/center>